

地域未来投資促進法 「課税の特例」について

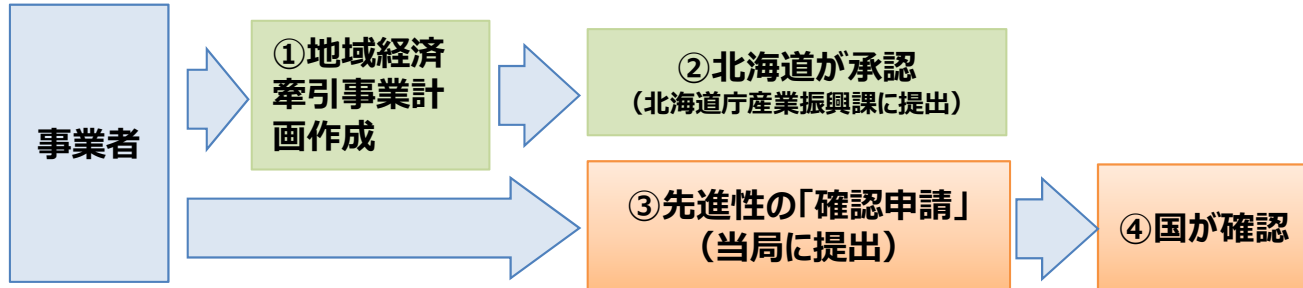
令和3年4月
経済産業省北海道経済産業局
地域未来投資促進室

1. 「課税の特例」について

※申請を希望される場合、事前に当局にお問い合わせ下さい

地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術等)を活かした**先進的な事業**に係る設備投資をした場合、課税の特例の対象となる。

課税の特例申請スキーム 【適用期間：2年間（令和4年度末まで）】



地域経済牽引事業計画

(承認のポイント)

- ・自治体の策定する基本計画に合致していること（地域の特性の活用）
- ・高い付加価値の創出
- ・地域経済に対して高い波及効果があること

課税の特例措置の適用要件

①先進性を有すること

投資収益率5%以上、又は労働生産性の伸び率4%以上(通常類型)

- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前事業年度の減価償却費の10%以上の投資額であること
- ④対象事業の売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5%
かつ対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ること

< **上乗せ要件** > (平成31年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合に限る)

- ⑤直近事業年度の付加価値額*増加率が8%以上
- ⑥労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上

※付加価値額 = 売上高 - 費用総額 (= 売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

※先進性に関して、通常類型以外（「サプライチェーン類型」および「特定非常災害により被災した区域」）の適用条件は、お問合せください。

課税の特例の対象となる設備・内容

承認された地域経済牽引事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる。

(特別償却または税額控除どちらか選択)

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は**80億円／事業を限度**とする。

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の**20%までが上限**となる。

【「先進性の確認」を複数回申請する際の注意】

他の地域経済牽引事業計画 (A)に基づいて、「先進性」の確認 (a) を受けている場合には、(A)の計画期間中は、(A)と同じ都道府県内の地域経済牽引事業計画(B)に基づく、「先進性」の確認 (b) を受けることはできないので、ご注意ください。

2. 課税の特例措置「確認申請」(第23回)スケジュール(令和3年4月現在)

※③の確認申請書提出までに「地域経済牽引事業計画」の知事承認を得ておく必要があります。

① 確認申請書の作成 ※地域経済牽引事業計画の承認を受けていない場合、まず同計画作成し、道庁へ申請。その後、確認書の作成作業に着手してください。
【作業期間：4月上旬～】

- ・地域経済牽引事業計画のガイドラインに基づき確認申請書を作成ください。
※ガイドライン掲載ページ https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-hourei.html
- ・確認申請書の完成度を高めるため、当局で添削を複数回行います。作成スケジュールは、余裕を持つようにしてください。

② 主務大臣把握のための事前相談 ※事前相談を行わないと、確認申請書の提出はできません
【相談期限：4月19日】

- ・①をもとに、経済産業省が関係省庁(総務、財務、厚労、農水、国交、環境)に相談し、主務大臣(事業内容を所管・関連する大臣)を決定します。
- ・**主務大臣の確定後、当局から事業者へお知らせします(③の期限の1週間前頃)。**
その大臣名を、確認申請書の宛名として記載して、確認申請書をご提出ください、
(主務大臣の記載順：総務、財務、厚労、農水、経産、国交、環境)

③ 確認申請書の提出【提出期限：5月18日】

- ・提出書類：①確認申請書、②先進性に係る根拠資料(別紙様式)、③売上高及び市場の規模の伸び率算定シート・市場規模伸び率に係る根拠資料、④財務諸表、⑤地域経済牽引事業計画・同承認書(計画変更を含む)、⑥付加価値額増加率算出シート(任意)
- ・有識者による外部評価委員会で、「先進性」等を審査

④ 先進性の確認【6月30日】

・当局から、確認が取れた旨、ご連絡します。

※次回以降のスケジュール(予定)
(第24回) 事前相談期限：6月3日、申請書の提出期限：6月22日、確認予定日：7月30日
(第25回) 事業相談期限：7月27日、申請書の提出期限：8月19日、確認予定日：9月30日

(注意) 確認申請と設備投資の時期について
設備投資の時期と本申請のスケジュールについて、以下の点にご留意願います。
・本特例措置の対象となるには、**対象設備を取得する前に、確認を受ける必要があります。**
・**建物の着工は、確認前に行うことが可能です。**
・なお、**建物の着工の前までに、「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要があります。**

